



2025 年 11 月 10 日

各 位

会社名 日本アジア投資株式会社
代表者の役職名 代表取締役 社長執行役員 CEO
丸山 俊
(コード番号 8518 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 取締役常務執行役員 CFO
岸本 謙司
TEL 03 (3221) 8518

**第三者割当による新株式、2025 年第 1 回新株予約権(行使価額固定型)及び 2025 年第 2 回新株予約権
(行使価額修正条項付)の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025 年 10 月 24 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において決議いたしました、投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド（以下「経営者ファンド」といいます。）、ダイナミックソリューショングループ株式会社（以下「DSG」といいます。）、株式会社アルファステップ（以下「アルファステップ」といいます。）、株式会社エヌ・ケー興産（以下「エヌ・ケー興産」といいます。）及びグロースパートナーズ投資組合（以下「グロースパートナーズファンド」といい、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産とあわせて、個別に又は総称して「割当先（事業パートナー）」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び 2025 年第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）の発行並びに EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といい、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドとあわせて、個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による 2025 年第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（本新株式の発行及び第 1 回新株予約権の発行とあわせて、以下「本第三者割当」といいます。）に関して、本日、割当先からの払込が完了しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2025 年 10 月 24 日付の当社開示資料「第三者割当による新株式、2025 年第 1 回新株予約権(行使価額固定型)及び 2025 年第 2 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株式の概要

(1) 払込期日	2025 年 11 月 10 日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,000,000 株

(3)	発行価額	1株につき 252 円
(4)	調達資金の額	252,000,000 円
(5)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下に記載する者に、それぞれ以下に記載する株式数を割り当てました。 経営者ファンド 440,000 株 D S G 440,000 株 アルファステップ 40,000 株 エヌ・ケー興産 40,000 株 グロースパートナーズファンド 40,000 株
(6)	増加する資本金の額	126,000,000 円（1株につき 126 円）
(7)	増加する資本準備金の額	126,000,000 円（1株につき 126 円）

2. 本新株式の発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本新株式発行前	22,284,392 株	100,000,000 円
本新株式発行による増加	1,000,000 株	126,000,000 円
本新株式発行後	23,284,392 株	226,000,000 円

3. 第1回新株予約権の概要

(1)	割当日	2025 年 11 月 10 日
(2)	発行新株予約権数	40,000 個
(3)	発行価額	総額 320,000 円（新株予約権 1 個あたり 8 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	4,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	調達資金の額	994,320,000 円(注)
(6)	行使価額	行使価額 252 円 第 1 回新株予約権について、行使期間中に行使価額の修正は行われません（行使価額固定型）。
(7)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下に記載する者に、それぞれ以下に記載する新株予約権数を割り当てました。 経営者ファンド 17,600 個 D S G 17,600 個 アルファステップ 1,600 個

		エヌ・ケー興産 グロースパートナーズファンド	1,600 個 1,600 個
(8)	権利行使期間	2025 年 11 月 11 日から 2027 年 11 月 10 日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。	
(9)	その他	第 1 回新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を受けなければなりません。また、当社取締役会において第 1 回新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。 当社は、割当先（事業パートナー）との間で、行使指示条項を規定する第 1 回新株予約権買取契約を締結しております。	

(注) 調達資金の額は、第 1 回新株予約権の払込金額の総額に第 1 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、第 1 回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。第 1 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 1 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

4. 第 2 回新株予約権の概要

(1)	割当日	2025 年 11 月 10 日
(2)	発行新株予約権数	100,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3)	発行価額	総額 1,200,000 円（新株予約権 1 個あたり 12 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	10,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 126 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は 10,000,000 株であります。
(5)	調達資金の額	2,507,200,000 円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 252 円とします。 第 2 回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025 年 10 月 24 日（以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ 3 連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）の終値の単純平均値の 100%に相当する金額

	の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合又は当該価格算定期間内のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定日又は価格算定期間内のいずれかの取引日において第2回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日又は当該価格算定期間内の各取引日の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により、第2回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、発行要項第10項(1)号に準じて行使価額は修正されます。 「下限行使価額」は、当初126円としますが、第2回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての第2回新株予約権をEVO FUNDに割り当てました。
(8) 権利行使期間	2025年11月11日から2027年5月11日までとします。
(9) その他	当社は、発行決議日に、EVO FUNDが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第2回新株予約権買取契約を締結しております。また、当社取締役会において第2回新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(注) 調達資金の額は、第2回新株予約権の払込金額の総額に第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、第2回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第2回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第2回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第2回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第2回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上